

岩石採取計画認可申請書

作成要領

(令和5年12月改正版)

令和5年12月

神戸市建設局防災課

目 次

1	はじめに	1
2	岩石採取計画認可申請書の作成並びに記載上の注意事項について	1
3	認可期間中の手続について	2
4	岩石採取計画認可申請書作成様式	5
5	緑化計画書	27
6	採取跡における災害の防止のために必要な資金計画	33
7	誓約書・保証書・申出書	37
8	添付書類一覧表	43
9	添付図面一覧表	49
10	届出書・報告書（認可期間中の使用様式）	55
11	緑化計画書及び緑化状況報告書の記載要領	61
12	岩石採取に係る関係諸法令及び窓口一覧	67
13	参考資料	73
	(1) 環境の保全と創造に関する条例[抜粋]	75
	(2) 土石採取等遵守基準	77
	(3) 土石採取等遵守基準細則（採石法関係）	80
	(4) 兵庫県岩石採取跡地整備等保証実施要領	84

1 はじめに

この要領は、岩石採取計画認可申請書の書式、凡例等の統一を図り、速やかな審査対応が可能となるよう注意すべき点をまとめたものである。

申請にあたっては、この要領のほか「採石技術指導基準書（平成15年版）」等を参考にすること。

2 岩石採取計画認可申請書の作成並びに記載上の注意事項について

(1) 岩石採取計画認可申請書（以下「認可申請書」という。）の作成について

ア 認可申請書は、作成様式に示す申請書類と添付書類及び添付図面から構成される。

イ 認可申請書の大きさは、A4版とし、表紙をつけること。

ウ 認可申請書は原則として、添付書類一覧表の番号の順に綴じるものとし、申請書の鏡の次頁に目次を付け、その各々にインデックス（見出し）をつけること。

エ 添付図面の作成にあたっては、次の点に注意すること。

(ア) 図面には表題欄を設け、必要事項を記入し、折り畳んで袋に入れること。

なお、図面袋には目録をつけること。

(イ) 図面毎に凡例を設け、別添添付図面一覧表の注意事項により着色すること。

オ 継続して事業を実施しようとするときは、認可期間満了の3カ月前までに認可申請書を提出すること。

カ 認可申請書は神戸市へ直接提出すること。

キ 認可申請書の提出部数は、正本1部（神戸市分）及び副本1部（申請者控え）とする。

ク 不動産登記簿謄本については、平成12年度から原則として添付が不要となったので留意すること（認可申請書の「岩石採取場の区域」、「土地の権利関係表」中に記載された各地番につき、土地家屋調査士等の資格を有する者が登記簿謄本との照合を行い、欄外に作成年月日及び作成者（土地家屋調査士等）を記載して押印を行うこと。申請書提出時には、登記簿1部を合わせて提出し、神戸市職員による原本確認を受けたのち、登記簿原本の還付を受けること。）。

(2) 採取計画の変更について

ア 認可を受けた採取計画を変更しようとするときは、あらかじめ変更認可申請の手続きをとること。

イ 変更認可申請書は、認可申請書作成様式に準じ作成するものとするが、作成にあたっては、変更を行う各項目について、従前の内容と変更の内容の対比が行えるよう朱書きで二段書きにすること。

ウ 添付書類、添付図面についても同様とするが、変更のないものについては、採取跡地計画平面図・縦横断図以外は原則として添付の必要はないものとする。

(3) 採取計画の原則

ア 採取計画は、採石行為に伴う災害を未然に防止するために立案されるものであるので採石行為中のプロセス管理に主眼をおいて作成すること。

イ 採取計画は、原則として認可期間内に採取可能な相当量の計画でなければならない。

ウ 災害防止の為の施設は、認可後ただちに設置することができ、その認可期間内の安

全を担保するものでなければならない。

エ 採取計画は、切羽面を常に必要最小限として最終残壁を早期に形成し、良好な自然環境を確保するとともに、景観保全に配慮した採石場づくりに努めなければならない。

オ 審査基準について

(ア) 法第 33 条の 4 の要件に該当しないこと。

(イ) 採石技術指導基準書（平成 15 年版：資源エネルギー庁監修）に適合していること。

(ウ) 遵守基準及び遵守基準細則に適合していること。

(エ) 保証要領に基づく連帯保証人が立てられていること（保証要領第 6 条に該当する場合を除く。）。

(オ) 神戸市意見に対する申請者の対応に係る報告内容がやむを得ないものと判断されること。

カ 認可期間について

(ア) 新規計画に係る認可期間は 2 年以内とする。

(イ) 更新の認可の場合で、以下各号の要件のいずれにも該当しない場合は、前回認可期間に 1 年を加えた期間を認可期間とすることができる（5 年を上限とする）。

また、次の a から c の要件のいずれかに該当する場合は、前回認可期間を 1 年減じた期間を認可期間とする（2 年を下限とする）。

a 前回認可期間中に採石作業に伴う重大な人的被害が発生したこと。

b 前回認可期間中に採石業に起因する災害の発生（騒音、粉塵、振動、水質汚濁等周辺に被害を及ぼすもので対策措置を要するもの）が発生したこと。

c 前回認可期間中に文書による改善勧告以上の処分を受けていること。

(ウ) 更新の認可の場合で、以下各号の全ての要件に該当する場合は、上記(イ)で算出した認可期間に 2 年を加え、a 及び b もしくは a 及び c の要件に該当した場合は 1 年を加える（上記(イ)の上限 5 年と合わせ、最大で上限 7 年とする。）。

ただし、以下各号の要件に該当した場合であっても、上記(イ)の要件のいずれかに該当した場合は適用しない。

a 更新の前年度の立入検査において、採石パトロール・チェックリストの内容を全て満たしていること。

b 経営者もしくは登録している業務管理者が、兵庫県砕石事業協同組合が開催する経営者・業務管理者講習会を前回認可期間中に毎年受講していること。

c 兵庫県砕石事業協同組合へ加入のうえ、加入した組合による跡地整備等連帯保証を取得していること。

(エ) 採取計画の変更認可に係る認可期間は、原則として現に有効な採取計画に係る認可期間の残存期間とする。ただし、現に有効な採取計画に係る認可期間の残存期間が 1 年未満である場合であって、神戸市長がやむを得ないと認める場合は、更新認可の申請における場合と同様の取扱いをすることができる。

3 認可期間中の手続きについて

(1) 標識の設置

岩石採取計画の認可を受けた者は、採石法施行規則第 8 条の 19 に定める標識を岩石採

取場の見やすい場所に掲げなければならない。

(2) 休止・廃止届

岩石採取場において、岩石の採取を引続き6ヶ月以上休止するとき、又は、岩石の採取を廃止しようとするときは、神戸市に休止・廃止届を提出すること。

(3) 氏名等変更届

認可を受けた事項に変更（変更認可を要する場合を除く）があった場合は、神戸市に氏名等変更届を提出すること。

(4) 緑化状況報告書

認可申請時に提出した緑化計画書に係る認可年度（認可期間の初日から起算した1年ごとの期間）末の実施状況について、毎年、認可年度が満了する日の属する月の翌月末までに神戸市に緑化状況報告書を提出すること（例：認可期間が令和○年7月7日から令和△年7月6日までの場合、毎年8月末までに、その年の7月6日現在の緑化状況を報告する。）。

(5) 採取場内の緑化工が全て完了したときは、緑化完了報告書を提出すること。

4 岩石採取計画認可申請書作成様式

収入証紙欄
(消印をしないこと)

採取計画認可申請書

受理年月日	
認可番号	

年 月 日

神戸市長 様

住 所
氏名または名称
法人にあってはその
代表者の氏名
電 話 番 号
登 録 番 号
登 録 年 月 日

採石法第33条の規定に基づき、次のとおり採取計画の認可を申請します。

(用紙の大きさ 日本産業規格A列4番)

- 注1 「申請年月日」は、受付時に記入すること。
2 「住所」は、採石業者登録通知書と同じであること。
3 「氏名または名称」は、採石業者登録通知書と同じであること。
4 「電話番号」採石場を管理する事務所並びに採石場（市外局番から）を記入すること。
5 「登録番号」及び「登録年月日」は、採石業者登録通知書と同じであること。

1 岩石採取場の区域

採取場の所在地				採取場の総面積（実測面積）		m ²
所在地番	地目	面積	所有者		契約書又は同意書の別	
			氏名	住所		

- 注1 「採取場の所在地」とは、採石事業を目的として土地使用権限を有している範囲をいう。
- 2 契約または同意の期間等権利関係詳細については次の「土地の権利関係表」に記載すること。
- 3 権限を証する書面（自社有地は不要、他人の土地については契約書又は同意書、国有地については占用の許可等）を添付すること。
- 4 本表を作成した土地家屋調査士等の記名・押印・作成年月日を欄外に記載すること。
- 5 面積は、小数点以下を四捨五入して記載すること。

2 採取をする岩石の種類及び数量

A 総採取量	B表土・風化土除去面積	C表土・風化土の厚さ	D表土・風化土の量	E製品原石量 (A-D)	備考
m ³	m ²	m～ m	t	t	
		平均 m	m ³	m ³	

岩石名	1年目 年間採取量	2年目 年間採取量	3年目 年間採取量	4年目 年間採取量	5年目 年間採取量	6年目 年間採取量	7年目 年間採取量	合計	月間最大 採取量	岩石比重	備考
()	t	t	t	t	t	t	t	t	t		
	m ³										
表土及び風化土	t	t	t	t	t	t	t	t	t		
	m ³										
合計	t	t	t	t	t	t	t	t	t		
	m ³										

注1 「岩石名」は法第2条に規定する岩石の名称を記入し、通称名のある場合はカッコ内にその名称を記入すること。

2 「月間最大採取量」は、認可期間中の採取量の最も多い月の産出量を記入すること。

3 「表土及び風化土」欄は、製品にならず処分するものを記載すること（表土及び風化土で販売するものは製品として扱い、上欄に記載すること）。

4 採取量等の数値は、小数点以下を四捨五入して記載すること。

3 採取期間

認可の日から	年間	今後の操業予定年数	年	日	日	日	時間
(更新の場合)	前回の認可期間	自	年	月	日		
		至	年	月	日		

注) 「今後の操業予定年数」には、今回申請の期間も含めること。

$$\text{操業予定年数} = \text{岩石賦存量} / \text{平均年間岩石採取量}$$

4 岩石の採取の方法及び採取のための設備その他の施設に関する事項

(1) 他の行政庁の許認可状況

法令名	条件	該当法令	許認可日・番号	期 間	許認可の際の主な条件	備 考
砂 防 法						
自然公園法（含 兵庫県立自然公園条例）						
自然環境保全法 （含 環境の保全と創造に関する条例）						
近畿圏の保全区域の整備に関する法律						
森 林 法	保安林内行為の許可					
	林地開発許可					
騒音規制法による特定施設設置の届出						
大気汚染防止法による特定施設設置の届出						
振動規制法による特定施設設置の届出						
農 地 法（転用申請等）						
都市計画法						
公有土地水面使用許可						

- 注 1 事業の実施にあたって、採石法以外の法律（条例・指導要綱含む）を十分調査し、その法令名称等を記載すること。
- 2 許可書または受付印を押印した申請書の鑑の写しを添付すること（最新の許認可に係るもののみで可）。
- 3 「該当法令」欄は、関係する法令に○印を記入すること。
- 4 「許認可の際の主な条件」欄は、特殊な条件を付記された場合に記入すること。

(2) 採掘方法 (例：露天採掘 ・ ・ ・ ・ ・ 階段採掘法)

ア 表土及び風化土の除去方法及び使用機械

表土の厚さ	m	今回の表土除去範囲	m ²
表土・風化土除去 に使用する機械	機 械 名	台 数	能 力
表土・風化土の除去方法	(例) 採掘箇所頂端から常時10m以上の表土を除去しておく。保全区域は隣地境界から5m以上とり、必要に応じ法面保護工を施す。		

イ 原石採取方法

法(階段)高	m	階段幅	m	計画階段数	段
採掘角度	度	採掘方向		保全距離	m
ベンチ形成方法	(例) 1 山頂にベンチを作り採掘の進行に伴って山全体を低くしていく山頂型のベンチカット。 2 山の斜面にベンチを取り山を横から採掘していく。山腹型のベンチカットとし、採掘規格図のように階段の高さは15m以下、ベンチ幅は10mとする。採掘面の勾配は60°以下とし、掘進方向は計画平面図に示すように南向である。				

- 注1 隣地の崩壊防止のため「保全区域」を設けること。保全区域の幅は境界から5m以上とし、森林法等で5m以上に定められた場合は、これをもって保全区域とする。
- 2 露天掘りの場合は、原則として階段採掘法とすること。
- 3 表土等除去方法及びベンチ形成方法については、具体的に形成方法を記載すること(露天階段掘りの場合は、原則として山頂からベンチを形成すること)。

(3) 採掘手段 ()

主要採掘機械一覧表

名 称		能 力	台 数	摘 要
主要掘削機械器具	さ く 岩 機		台	
	さ く 孔 機			
	小 割 機			
	パ ワ ー シ ャ ベ ル			
その他付属機械	給 水 機			
	空 気 圧 縮 機			

注 「採掘手段」は、手掘り、機械掘りの別を記入し、機械掘りの場合は、採取に用いる機械（穿孔機、コンプレッサー等）の名称、能力及び台数を記載すること。

(4) 火薬類

ア 火薬類使用の有無

火薬類使用の有無	有・無	小割発破実施の有無	有・無	切羽から最も近い民家までの距離	m
----------	-----	-----------	-----	-----------------	---

年間使用予定量	火 薬 (k g)	爆 薬 (k g)	工業雷管 (ケ)	電気雷管 (ケ)	導 火 線 (m)
保 安 体 制					

注1 火薬類の使用については、各々の区分ごとに年間消費予定量及び保安体制（資格者、保管の方法等）並びに小割り発破の有無について記載すること。

2 機械による小割りを行う場合は、その機械の名称、能力、動力及び台数を(3)に記載すること。

イ 発破規格等

さ く 孔 の 径	mm ~ mm
さ く 孔 の 長 さ	m ~ m
1 孔 当 た り の 装 薬 量	kg ~ kg

危険区域の設定	有 ・ 無
見張人の設置	有 ・ 無
発破予報の有無	有 ・ 無
発破予報の方法	(例) サイレン吹鳴による

(5) 破碎及び選別

破碎選別の有無	有 ・ 無	1 グリズリスクリーンのみ	2 機械破碎選別
---------	-------	---------------	----------

ア 破碎選別機械一覧表

区 分	機 械 名 称	使 用 台 数	能 力 (t / h)	動 力 (k w)	摘 要
例) 原石投入					
粗 選 別					
1 次破碎					
1 次貯蔵					
2 次破碎					

イ 水洗の有無 ()

- 注 1 破碎及び選別は、破碎選別の有無、乾式又は水洗の別、破碎選別機の各々の区分（ベルトコンベヤー含む）・名称・能力・動力・台数を記載すること。
 2 破碎選別「有」の場合は、「グリズリスクリーンのみ」か「機械破碎選別」かの何れかに○印を付けること。
 3 グリズリスクリーン及び機械破碎選別の場合、破碎選別系統図（フローシート）を添付すること。
 4 水洗を行う場合は、汚水処理方法について具体的に記載し、処理系統図を添付すること。また、使用する水源及び一日当たり平均的水量もあわせて記載すること。

(6) 運搬機械

ア 場内運搬機械

区分	名称	規格	台数	一ヵ月平均稼働時間 (h/月)
原石	(例) ドーザーシャベル	2.0m ³	3台	100 h/月
廃土・廃石				
製品				

※ 稼働時間は1台当たりで記入すること。

イ 場外搬送機械

運搬区分	運搬車の種類	台数	搬出する主体	
原石	(例) 11tダンプ	4	〇〇会社請負	
廃土・廃石				
製品				
平均搬出トン数	t/日	搬出運搬車の延台数	台/日	
採取場からの国道又は県道に至る経路		(例) 私道→市道〇〇線→県道××線→国道△△線→□□市内		
岩石の搬出に際する災害防止方法				

注 「運搬車の種類」は、自社、会社請負、備車及び引取車別に記載のこと（引取車の場合は「台数」欄の記載は必要ない）。

5 岩石の採取に伴う災害防止のための方法及び施設に関する事項

予想される災害の態様、範囲及び災害防止措置

一日の作業時間 (~) 一日平均 時間

(1) 土地の崩壊亀裂又は陥没

予想される災害の態様	(例) 1 断層、褶曲、層理、石目等の亀裂による岩石の崩壊 2 発破後の崩壊 3 集積した表土の崩壊	災害のおよぼす範囲	(例) 1 採掘切羽付近 2 " " 3 " "
災害防止措置	掘削面の高さ	m	掘削面の勾配
	(例) 1 採掘に先立ち常時掘削箇所端から10m以上の表土を除去しておく。 2 採掘斜面を安全勾配に保ち、階段幅は起砕岩の広がりを見直し2m以上確保する。 3 亀裂防止策として火薬の使用には適正量を維持する。 4 設定した保全区域の法尻には、隣接地の崩壊を防止する施設（石積等）を設置する。		

※ 切羽の上部又は採取場の下部等高低差を生じ、通常土地の崩壊等が予想される箇所をあげ、保全区域の設定・不安定土砂の排除・土留工・法面勾配の安定化・その他崩壊の防止に関する方法及び施設について記載すること。

(2) 騒音

予想される災害の態様	(例) 1 発破及び削岩機の音 2 破碎選別施設から発生する音 3 重機及び車両の音	災害のおよぼす範囲	(例) 1 採掘切羽付近 2 プラント付近 3 採取場
災害防止措置	(例) 1 プラントの騒音発生源を建屋、振動防止ゴム等により規制基準以下におさえる。 2 発破については、段差発破等により一度の装薬量を最小限にし騒音量を削減する。また実施時間を制限する。 3 削岩機、アイオン等は、地形を勘案し、最も騒音の少ないような場所で行う		

※ 騒音及び次の粉塵については、それぞれを発生させる機械・施設または行為をあげ、その各々について防止策を記載すること。

(3) 粉塵

<p>予想される 災害の態様</p>	<p>(例)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 削岩機から発生する粉塵 2 原石投入、クラッシャー、フルイ等から発生する粉塵 3 堆積場及び製品積込み作業時に発生する粉塵 	<p>災害のおよぼす 範 囲</p>	<p>(例)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 採掘切羽付近 2 プラント付近 3 堆積場付近
<p>災害防止措置</p>	<p>(例)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 クラッシャー、グリズリー等の発生源を建屋で囲む。 2 ベルトコンベアー部をフード等で覆う。 3 廃土石堆積場は、種子吹きつけを行う、あるいはシート等で覆い粉塵が飛散しないよう措置する。 4 必要に応じ、集塵機及び散水機を設置する。 		

(4) 飛石

<p>予想される 災害の態様</p>	<p>(例)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 発破の際の飛石 2 小割発破による飛石 3 採掘切羽面の自然崩壊による飛石 	<p>災害のおよぼす 範 囲</p>	<p>(例)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 採掘切羽面から〇m 2 小割する岩塊から〇m 3 採掘切羽面から〇m
<p>発破実施時間</p>	<p>: ~ :</p>	<p>: ~ :</p>	<p>: ~ :</p>
<p>災害防止措置</p>	<p>(例)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 適正装薬量を厳守するとともに、さく孔方向を考慮する。又、発破は時差式で実施する。 2 区域北西〇mのところ部に部落が存するため必要に応じ柵囲を行う。 3 小割は古畳を用いる。 4 実施時間は、午後〇時とし、場内に立入者がいないよう見張り人を設置する。 		

※ 発破は特に注意を要する公共施設・民家等の概況及び標準的実施回数をあげ、発破の方法（適正装薬、一斉か時差かの別等）、実施時間、見張り、付近への予告、飛石防止のためのネット設置・従業員の退避体制について記載すること。

(5) 廃土廃石及び製品の流出

予想される 災害の態様	(例) 1 堆積物の崩壊 2 雨水、沢水等による堆積物の洗堀 3 河川汚濁並びに土石の流入堆積	災害のおよぼす 範囲	(例) 1 堆積場付近 2 〃 3 〃
災害防止措置	(例) 1 廃土廃石については、埋め立て用に随時搬出するため緑化のための客土を除き場内に堆積しない。 2 製品堆積場の設置にあつては、法裾に土留施設を設置するとともに、周囲に排水溝を設置する。 3 製品を堆積するときは高さ5m以下とする。		

(6) 脱水ケーキの流出

予想される 災害の態様	(例) 1 堆積した脱水ケーキの崩壊 2 雨水、沢水等により、堆積した脱水ケーキが洗堀	災害のおよぼす 範囲	(例) 1 脱水ケーキの堆積場付近 2 〃
災害防止措置	(例) 1 脱水ケーキの強度を向上させる。(①廃土又は廃石との混合処理、②石灰等改良材との混合処理、③廃土又は廃石やジオテキスタイル等透水性の高い材料とのサンドイッチ処理。) 2 場内排水路の整備により、堆積場への流入を防止する。		

(7) 汚濁水の流出

<p>予想される 災害の態様</p>	<p>(例) 1 沈殿池の維持管理の不備による土砂および汚濁水の場外への流出 2 場内排水溝並びに排水路破損による汚濁水の再生 3 ヘドロによる汚水</p>	<p>災害のおよぼす 範 囲</p>	<p>(例) 1 採石場周辺、直下流の河川 2 〃 及び採石場内 3 〃</p>
<p>災害防止措置</p>	<p>(例) 1 プラントは設置しない（又は、プラントは乾式）ので、これからの発生汚濁水はない。 2 降雨・沢水による採石場通過汚濁水は、集水面積を考慮して採掘切羽下方に集水溝を設け、沈殿池へ集水のうえ清澄にして放流する。 3 定期的に排水路の整備を実施するとともに、乾燥期には沈殿池の浚渫を行い容量を確保する。</p>		

注 汚濁水等については、当該採取場の集水区域、放流水路及び下流河川について調査をおこない、場外から流入する水の迂回水路、開発に伴う下流河川の溢水を防止するための調整池、場内水の清澄化のための沈砂池又は沈降剤の使用及びそれらの施設の維持管理について記載すること。

(8) 重機及び車両等に伴う災害

<p>予想される 災害の態様</p>	<p>(例) 1 ブルドーザ作業による切羽面からの転落 2 原石運搬車からの落石による災害</p>	<p>災害のおよぼす 範 囲</p>	<p>(例) 1 オペレーター自身 2 運搬車通過道路周辺</p>
<p>災害防止措置</p>	<p>(例) 1 掘削及び積込作業においては作業範囲を規制し、相互の連絡を密にとる。 2 運搬道路を整備する。 3 切羽頭頂付近の転落が予想される付近での作業については、安全を図るため作業監視人を設置する。</p>		

6 岩石の賦存の状況

(例)

採取場一帯は標高200m～300mの山が重畳し、地形は比較的急峻である。地質は、丹波層群とよばれる古成層からなり、層理は走行70°～80° W、傾斜は40°～70° Sを示す。砂岩は暗灰色を呈し、粒度は一定していない。頁岩は非常に柔らかいものと熱変質を受けた硬質なものがあり、表土及び風化岩は中腹部から山頂にかけて厚く約0.5～1.0mである。

- 注1 採取場区域及びその周辺の地形・地質、採取しようとする岩石の走行、岩質及び傾斜について説明すること（「地質図」は新規認可以外は添付不要）
 2 採取区域内における採取予定の岩石賦存量について記載し、「岩石賦存量計算書」を添付すること。

7 採取する岩石の用途

採取しようとする 岩石の名称	年間生産量 (単位トン)	年間生産量の製品別内訳 (単位トン)										工業用原料	合計
		砕石					石材						
		道路用				小計	切石	間知石		その他	小計		
計													

- 注1 採取期間が1年以上の場合は、採取量が最大の年次について記載すること。
 2 風化花崗岩（まさ土）を採取している場合にあっては、「石材」の「その他」の欄に記入すること。

8 廃土又は廃石のたい積の方法等

(1) 廃土又は廃石のたい積の方法

廃土・廃石の量	m ³	たい積場面積	m ²	たい積可能量	m ³
廃土・廃石の処理方法 並びにその計画	(例) 廃土又は廃石は直ちに搬出されるので、たい積場は設けていない。				

注1 廃土廃石の発生量及び処理方法について記載し、場外に搬出する場合は、その搬出先を記載すること。

2 場内堆積を行う場合は、堆積場の立地条件・方法・土留工・排水の方法等、廃土廃石の崩壊・流出を防止するための措置、施設について記載すること。

(2) 製品のたい積方法

たい積場面積	m ²	たい積可能量	m ³	たい積場の設置場所
たい積の計画	(例) 一時堆積場としては、添付図に示すように切羽下方平坦地に最大〇〇トン以内を高さ〇m、のり面勾配は自然安定勾配として計画している。			

注1 「たい積場の設置場所」欄は、「採石場内」「採石場外」の別を記載すること。

2 堆積場の立地条件、方法、土留工、排水の方法等を記載すること。

9 採掘終了時における防災及び環境保全措置

対策及び施設	<p>(例)</p> <ol style="list-style-type: none">1 採掘終了時においては隣接地との間の保全区域が崩壊しないよう土留施設を設ける。2 最終残壁の傾斜は60°以下とし、高さ〇mごとに幅〇m以上の小段を残す。3 最終壁面は、浮石を除去し、植栽、吹付けを施し環境保全に努める。4 採取跡地は、グラウンド及び学校用地として残す。
--------	---

注1 最終残壁の土地利用計画について記載すること。

2 保全区域及び残壁に対する防災措置及び整地計画について記載すること。

3 環境保全の立場から緑化計画について記載すること。なお、緑化復元は採取が終了した時点で実施するのではなく、当該認可期間内に可能な限り緑化を進めるよう計画すること。

4 採取後の一般的措置（最終残壁の小段の幅、勾配及び植栽）について記載すること。

10 業務管理者に関する書面

(1) 業務管理者及び採取場の管理機能

採石場を管理する事務所	所在地							
	名称・TEL	() —						
採取場の業務管理者	住所							
	氏名							
	業務管理者合格証番号							
	務に専念できる一日の時間							
採取場の管理機構	区分	事務	採石	プラント	運搬	その他	合計	摘要
	直轄							
	請負							
	計							
	請負業者名							

(2) 監督のための具体計画

項 目	業 務 の 具 体 的 な 内 容
採取計画の作成	<p>(例)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 採取計画の策定に参画し、認可採取計画に基づいて採取するよう監督する。 2 認可を受けた採取計画を変更して採掘するときは、変更計画について十分検討し、採取計画の変更を受ける。 3 採取計画は、自然環境の早期回復と岩石採取に伴う災害の防止を主眼として作成する。
採取の監督及び災害が予想される場合の巡回計画	<p>(例)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 毎日始業時前に作業員の点呼を行い、当日の作業計画を説明し、災害防止の周知徹底を図る。 2 毎日1～2回採取場内を巡回し次の点を重点的に監督する。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 採取計画に沿った採掘方法を行っているか。特に切羽の高さ、階段の幅・傾斜角、亀裂や浮石の点検を十分に行う。 (2) 発破に際し、危険防止のため定めた災害予防規定に従った措置が十分に行われているか。 (3) プラント施設について粉塵・騒音並びに汚濁水の処理のため設けてある沈殿池等の公害防止の機能が十分に機能しているか。 (4) 廃土・廃石は直ちに搬出するよう指導する。たい積するときは、防災施設が十分施されているか点検する。 (5) 搬出車の過積載、シート掛けの点検がなされているか。
災害防止に関する教育	<p>(例)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 毎日作業時間前に10～15分間作業計画を説明するとともに災害防止について指示する。 2 各機関で行われる保安に関する研修会ならびに講習会には、作業員を積極的に参加させる。
災害が発生した場合の措置	<p>(例)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 作業を直ちに中止する。 2 現状確認のうえ、適切な措置を取るとともに監督を受ける機関に通報する。
そ の 他	

注 業務管理者が、申請に係る採取場において認可採取計画に従って岩石の採取及び災害の防止が行われるよう監督するための具体的計画について詳しく記載すること。

5 緑 化 計 画 書

(様式第1号)

緑 化 計 画 書

1 採取場所

2 全体採取年数 年 ～ 年 (年間) 注) 採掘開始年次より終掘年次までを記載する。

3 緑地面積

	岩石採取場面積(イ)	緑地全体面積(ロ)	残面積(イ)－(ロ)	左欄の緑化しない理由
面積 (㎡)				(注) 採取跡地をグラウンド、工場、資材置場、宅地
率 (%)	100			

4 伐開前の植生状況 (立地、樹木の種類、概数、樹高等を記載すること。)

5 緑化計画の概要 (自然環境保全に対する基本理念、緑化計画の要点を簡明に記述すること。)

6 全体の緑化計画の工程 (別紙様式の工程表に緑化計画等を記載すること。)

7 実施計画

(1) 緑化全体計画 (採取開始から採取終了までの恒久緑化に係る計画、暫定緑化は含まない。)

区 分	期 間	面 積	採取場面積に 対する割合	緑 化 内 容				附帯工事 (客土、排水路工事等)
				高 木	低 木	ツタ類	芝	
残 存 緑 地		㎡	%	本	本	本	㎡	
既 造 成 植 樹 地								
計 画 造 成 植 樹 地	年～ 年							
合 計	年間							

注1 採取跡地計画平面図添付 (マスタープラン) (1/500～1/1,000)

2 採取跡地計画の標準断面図添付 (1/500～1/1,000)

3 各区分の合計面積は、3(ロ)の緑地全体面積と一致すること。

4 高木とは樹高2メートル以上のものとし、それ以外は低木とする。

5 附帯工事欄には、客土○○・、排水路、U字トラフ○○×○○m/m、△△mと記入する。

6 既造成植樹地欄には、前回認可期間中までに緑化が完了した区域の面積を、計画造成植樹地の欄には、今回認可期間以降に緑化を計画している区域の面積をそれぞれ記入することとし、いずれの場合においても暫定緑化の面積は含まないこと。

7 全体緑化計画工程表との整合を図ること。

(2) 今回認可申請期間中の年次計画（恒久緑化に係るもの）

年次		第1年次		第2年次		第3年次		第4年次		第5年次		第6年次		第7年次		合計	
面積		㎡		㎡		㎡		㎡		㎡		㎡		㎡		㎡	
緑化内容	区分	数量	左の樹種等の内訳	数量	左の樹種等の内訳												
	高木(本)																
	低木(本)																
	計(本)																
	ツタ類(本)																
	芝(㎡)																
附帯工事 (客土・排水工等)																	

注1 年次緑化計画平面図に各年次計画区域を色区分し記入のこと。

2 内訳欄には樹種その他、植樹方法（本/㎡等）を示すこと。

(3) 今回認可申請期間中の年次計画（暫定緑化に係るもの）

年次	第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	第5年次	第6年次	第7年次
① 今回認可期間中に新たに生ずる壁面面積	㎡						
② 上記①のうち遮断措置を講ずる壁面面積	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡
③ 上記①のうち暫定緑化を行う壁面面積	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡
i 表土未除去面積	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡
ii 暫定緑化面積	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡
iii 恒久緑化面積	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡
④ ②+③	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡
⑤ ④/①×100	%	%	%	%	%	%	%
⑤が50%未満となる理由	別紙に記載すること						
⑥ 上記の他に、暫定緑化を行う壁面面積	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡

8 植栽後の管理

(1) 管理体制（管理責任者氏名及び機構等を記入すること。）

(2) 管理方法（施肥、病虫害防除等を具体的に記入すること。）

9 その他

(1) 継続認可申請については、前回申請時の緑化計画の実績報告を行うこと。なお、その実施に著しい変更が認められる場合はその理由書を添付のこと。

(2) 現況、緑化済箇所については、状況が把握できる写真を添付し、その撮影位置方向を採取計画平面図に記入すること。

全 体 計 画 緑 化 工 程 表

計画年数 年 ~ 年 (年間)

植 栽 区 域	工 種														(最終年)	
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13		
○	周辺整備 植 栽			□		□										
○	周辺整備 植 栽				□		□									
○	周辺整備 植 栽					□		□								
○	周辺整備 植 栽						□		□							
進 捗 状 況	m ² 表土除去	()			()			()						()		()
	m ² 植 栽	()			()			()						()		()

- 注 1 当該採取場での緑化開始時より記入のこと。
 2 植栽区域番号は採取跡地計画平面図に区域を示し記入すること。
 3 進捗状況欄の上段は単年度の面積、下段 () 内は累計を記入すること。
 4 年度区分は、認可の年度区分とすること。
 5 当該認可年度について二重枠で表示すること。

採取量及び緑化にかかる実績・計画

(採取量)

採取開始年

年

岩石名	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年
()	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t
	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t
表土及び風化土	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t
	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t
合計	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t
	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t

注1 上段には計画、下段には実績を記入すること。

2 当該表については、過去10カ年分を記載すること。

(緑化)

緑化面積	年次	1	2	3	4	5	6	7
	前回認可	m ²						
m ²		m ²						
今回申請	m ²							
	m ²							
次回計画	m ²							
	m ²							

注1 上段には計画、下段には実績を記入すること。

2 記載にあたっては、認可の各年次（1か年）ごとに行うこと。

6 採取跡における災害の防止のために必要な資金計画

採取後における緑化及び災害防止措置のための資金計画

(1) 緑化及び災害防止措置にかかる費用

項 目	数 量	単価 (円)	経費 (円)	備 考
高木 (本)				
低木 (本)				
小計 (A)				
ツタ類 (本)				
芝 (㎡)				
小計 (B)				
附帯工事				
小計 (C)				
その他の費用				
小計 (D)				
合計				

- 注1 数量は緑化計画書7(2)今回申請期間中の年次計画(恒久緑化に係るもの)と一致させること。
 注2 備考欄には樹種、工種等を記載すること。
 注3 その他の費用には緑化以外にかかる費用や、「採取計画認可申請書 9採掘終了時における防災及び環境保全措置」等にかかる費用を計上すること。

(2) 必要資金の調達方法

種 類	金額 (円)	備 考
自己資金		
融資		
製品売上金		
積立金		
その他		
合計		

- 注1 備考欄には添付書類の名称を記載すること。
 注2 自己資金については銀行等の残高証明書又は前年度の貸借対照表を添付すること。
 注3 融資については銀行等の融資証明書又は前年度の貸借対照表を添付すること。
 注4 製品売上金の備考欄には販売計画(採取数量は「採取計画認可申請書 2採取をする岩石の種類及び数量」等と整合させること。)を記載すること。
 注5 積立金については兵庫県砕石事業協同組合の証明書、特定採石災害防止準備金の積立状況を添付すること。

7 誓約書・保証書・届出書

(様式第3号)

緑 化 誓 約 書

年 月 日

神戸市長 様

住 所
氏名又は名称

私は、別途採石法に基づく採取計画認可申請書を提出いたしますが、採取の際は、自然環境の破壊を必要最小限度に留め、良好な自然環境を確保するため、別添緑化計画書に基づき、忠実にその内容を履行することを誓約します。

なお、この義務を怠った場合は、いかなる処分を受けても異議は申し立てません。

誓 約 書

年 月 日

神戸市長 様

住 所
氏名又は名称

私は、本件採取計画の認可内容ならびに認可の条件を遵守し、災害防止、自然環境の保全に努めることを誓約いたします。

なお、上記遵守の義務を怠った場合は、いかなる処分を受けても異議は申し立てません。

(様式第1号)

跡地整備等連帯保証書

年 月 日

神戸市長 様

連帯保証人

住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

連帯保証人

住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

申請者 _____ が、下記の岩石採取計画の認可（変更認可）申請書に定められた採取計画に基づき岩石の採取を行うにあたり、跡地整備等の災害防止措置を履行できない場合は、兵庫県岩石採取跡地整備等保証実施要領第2条第2項の規定により申請者に協力し又は申請者に代って保証人連帯のうえ、確実に履行することを保証します。

記

- | | |
|------------------------|-----------|
| 1 連帯保証に係る岩石採取場の所在地（位置） | |
| 2 採取場の面積 | 平方メートル |
| 3 岩石採取の期間 | 認可の日から○年間 |
| 4 採取する岩石の種類及び予定数量 | トン |

注1 本文冒頭の空欄には、岩石採取計画認可申請者の氏名又は名称及び法人にあっては代表者の氏名を記載すること。

注2 連帯保証人が、死亡倒産等により、連帯保証人の義務が履行できなくなったとき又は履行できなくなるおそれが生じたときは、申請者は速やかに新たな連帯保証人を選定し、当該連帯保証人に係る保証書を提出すること。

業務管理者等講習会受講申出書

年 月 日

神戸市長 様

住 所 _____

氏 名 _____

〔 法人にあっては、法人所在地
並びに法人名及び代表者氏名 〕

兵庫県砕石事業協同組合が開催した経営者・業務管理者講習会について、下記のとおり受講しましたので申し出ます。

記

- 1 採取計画認可期間（今回認可を受けようとする期間の前の期間）

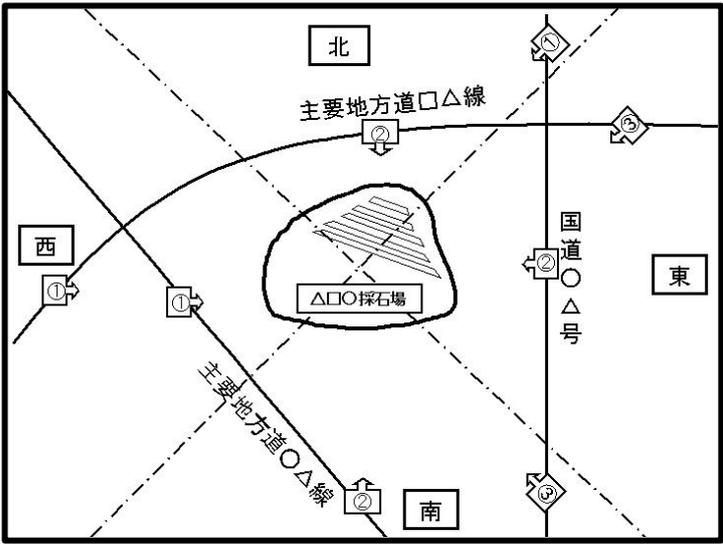
年 月 日 から 年 月 日 まで

- 2 上記1の期間中の受講履歴

受講年月日	受講者	
	役職	氏名

8 添付書類一覧表

	添付書類	注意事項
1	前回認可書の写し	
2	文化財保護法に基づく文化スポーツ局の書面	
3	業務管理者に関する書面	様式はP 25～26を参照のこと。
4	採取計画に関する誓約書	1 様式はP 40を参照のこと。 2 日付は申請書の鏡の申請年月日に合わせること。
5	緑化計画書	1 様式はP 29～32を、記載要領はP 63～65を参照のこと。 2 更新認可申請においては、前回申請の緑化計画書の実施に著しい変更が認められる場合は、その理由書を添付すること。 3 更新・変更の場合は現行認可期間中における緑化実績を記入のこと。
6	採取跡における災害の防止のために必要な資金計画	様式はP 35を参照のこと。
7	緑化誓約書	1 様式はP 39を参照のこと。 2 日付は申請書の鏡の申請年月日に合わせる。
8	場内現況写真 ① 全景写真 ② 緑化済箇所写真 ③ 排水施設等写真 ④ 切羽写真 ⑤ その他	現況平面図に撮影位置方向を明示し写真には撮影年月日及び注釈を付けること。 ① 採取区域を赤線で示すこと。 ② 緑化済箇所が複数の場合は、その各々の写真を添付すること（更新・変更の場合は現行認可期間中における緑化済箇所の写真を必ず添付すること）。 ③ 断面寸法が確認出来るようにポール、箱尺等を用いること。 ④ ベンチ高、小段幅の確認出来る写真を添付すること。 ⑤ プラント全景写真等

	添付書類	注意事項
9	展望写真	<p>展望写真は、土石採取等遵守基準別表に定める対象区域判別のための根拠資料となることから、その撮影にあたっては以下に十分留意すること。</p> <p>なお、採取場区域全域が土石採取等遵守基準 1 (1) から (8) に該当する場合にあっては、展望写真の提出を要しない。</p> <p>① 展望写真は、採取場区域周辺の 2 km 四方に位置する主要交通路（土石採取等遵守基準に定めるもの）から撮影するものとし、周辺状況図に撮影位置及び撮影方向を明示し、写真には撮影年月日を付記すること。</p> <p>② 写真撮影位置は、主要交通路から採取場区域を望んだ際に、造成法面（最終残壁）が広範囲に展望できる位置を選定するものとし、主要交通路ごとに 4 方位から 1 箇所以上撮影すること（造成法面（最終残壁）が展望できない場合も同様とする。）。</p>  <p>③ 写真サイズはキャビネ版以上とし、採取場区域及び造成法面（最終残壁）を赤線で示すこと。</p>
10	契約書または同意書の写し	登記簿上の所有者と契約者とが異なる場合は、両者の関係が確認出来るようにすること。
11	採石業登録通知書写し	
12	採石業務管理者試験合格証の写し	

	添付書類	注意事項
13	関係法令の許認可書の写し	<ol style="list-style-type: none"> 1 申請中のものにあつては、受付印の押印された当該申請書の写しを添付すること。 2 許認可の更新を行っているものは、最新の許認可書以外は添付不要とする。 3 申請書（4(1)他の行政庁の許認可状況）との整合を図ること。
14	年次別採取量計算書	<ol style="list-style-type: none"> 1 原則として平均断面法により求めること。 2 重量換算をすること。 3 申請書（2採取をする岩石の種類及び数量）及び縦横断面図との整合を図ること。
15	岩石賦存量計算書	<ol style="list-style-type: none"> 1 原則として平均断面法により求めること。 2 申請書（2採取をする岩石の種類及び数量）及び縦横断面図との整合を図ること。
16	廃土石の発生量計算書	
17	排水施設の計算書	<ol style="list-style-type: none"> 1 流域図を添付し、排水路の水理計算、沈砂池の面積と容量の計算を行うこと。 2 採石技術審査指針を参照のこと。
18	前回認可の採取実績	採取範囲・採取量それぞれについて実績報告を提出のこと。
19	跡地整備等に係る連帯保証書	様式はP41を、記載方法はP91～92を参照のこと。
20	前年度の点検結果通知書の写し	認可延長加算を希望する場合のみ提出すること。
21	経営者・業務管理者講習会受講申出書	認可延長加算を希望する場合のみ提出すること。 様式はP42を参照のこと。

9 添付図面一覧表

	添 付 図 面	注 意 事 項
1	位置図 (S=1/50,000)	
2	周辺状況図 (S=1/3,000~5,000)	<ol style="list-style-type: none"> 1 採取場区域を中心に、その区域縁から概ね2kmの範囲を含むものとする。ただし、概ね2kmの範囲に土石採取等遵守基準に定める主要交通路が位置しない場合は、その範囲を狭めることができる。 2 採取場区域はその区域縁を赤線で、区域縁から周辺500mを黄線で示すこと。 3 採取場区域については、採取跡地利用計画を図示することとし、次のように色別すること。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 第1種区域の基準による法面 ----- 緑色 ・ 第2種区域の基準による法面 ----- 黄緑色 ・ 第3種区域の基準による法面 ----- 黄色 ・ その他植生回復を行う箇所 ----- 桃色 ・ 残 存 緑 地 ----- 水色 4 土石採取等遵守基準に定める主要交通路、河川、隣接採取場については、その名称を記入し、次により色別すること。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 主要交通路 ----- 茶色 ・ 河 川 ----- 桃色 ・ 隣接採取場 ----- 紫色 5 土石採取等遵守基準に定める主要交通路からの展望写真の撮影位置及び撮影方向を表示すること。
3	字 限 図	<ol style="list-style-type: none"> 1 法務局備え付けのものを転写し、合成図を作成すること。 2 転写年月日、転写場所、転写者名を記入すること。 3 里道は茶色、水路は水色、採取場区域は赤色で表示すること。
4	求 積 図	計画平面図と同じ縮尺とすること。
5	現況平面図 (S=1/500~1,000)	<ol style="list-style-type: none"> 1 計画平面図と同じ縮尺とすること。 2 地番境界線を記入すること（隣接地番も記入）。 3 採取場区域は黒線、行為区域は赤線で表示すること。

	添 付 図 面	注 意 事 項																
6	計画平面図 (S=1/500~1,000)	<ol style="list-style-type: none"> 1 計画線は現状線より太い線で明確に記入すること。 2 縦横断図の測線を番号と共に明記すること。 3 認可区域を赤線で表示すること。なお、採取場区域の境界には、保全区域（5m以上）を確保し、緑色で着色すること。 4 年次別採取区域は次のように色別すること。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 1年目採取区域 ----- 桃色 ・ 2年目採取区域 ----- オレンジ色 ・ 3年目採取区域 ----- 紫色 ・ 4年目採取区域 ----- 黄色 ・ 5年目採取区域 ----- 赤色 ・ 6年目採取区域 ----- 緑色 ・ 7年目採取区域 ----- 水色 5 排水施設・沈砂池・周辺水路は青色で、場内運搬路・場外道路は茶色で着色すること（既設、計画の別を記入のこと）。 6 製品堆積場、廃土堆積場の位置も記入すること。 																
7	縦横断図 (S=1/500~1,000)	<ol style="list-style-type: none"> 1 計画平面図と同一縮尺とし、測点間隔は50~100m で作成すること（当該認可期間中に採取又は緑化しない箇所は添付不要とする）。 2 計画採取部分は年次毎に計画平面図に合わせ色分けすること。なお、最終計画線も記入すること。 3 計画地盤高を記入すること。 4 採取場区域は黒線、行為区域は赤線で表示するとともに、保全区域を明示すること。 5 年次別採取断面積及び賦存量断面積を次表のように表示すること（年次別採取量計算書及び岩石賦存量計算書との整合を図ること）。 <p style="text-align: right;">単位：m²</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>1年次</th> <th>2年次</th> <th>3年次</th> <th>4年次</th> <th>5年次</th> <th>6年次</th> <th>7年次</th> <th>賦存量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> </tr> </tbody> </table>	1年次	2年次	3年次	4年次	5年次	6年次	7年次	賦存量								
1年次	2年次	3年次	4年次	5年次	6年次	7年次	賦存量											
8	場内排水処理系統図 (S=1/500~1,000)	<ol style="list-style-type: none"> 1 採取場区域外の残流域からの流入水を含めた場内排水の処理系統を明示し、水理計算書と対比できるようにすること。 2 排水施設、沈砂池には諸元と流水方向を記入し青色で着色すること。 3 更新認可申請においては、既設、計画の区別を明示すること。 																

	添付図面	注 意 事 項
9	場内運搬系統図 (S=1/500~1,000)	<ol style="list-style-type: none"> 1 原石運搬系統（切羽からプラントまでの経路）を赤矢印で記入のこと。 2 製品運搬系統（プラント～ストックヤード～場外の経路）を黄矢印で記入のこと。 3 廃土運搬系統（発生場所から堆積場への経路）を茶矢印で記入のこと。
10	地質図	採取場の位置を明示すること。
11	採掘規格図、発破規格図	標準的な採掘順序を明記すること。
12	破砕選別系統図	
13	堆積方法の図面	<ol style="list-style-type: none"> 1 堆積場の位置は、平面図に又堆積場が場外にある場合は周辺状況図に明示し、堆積面積・堆積可能量を記載し、断面図も作成すること。 2 場外において、堆積する場合は原則として、保全区域5m以上を確保し緑化すること。
14	土留施設の構造図	既設施設は黄色、計画施設は赤色で着色すること。
15	排水施設の構造図	既設、計画の区別を明示し、H.W.Lを必ず記入すること。
16	採取跡地計画平面図 (S=1/500~1,000)	<ol style="list-style-type: none"> 1 採取完了後の緑化計画、排水計画、跡地利用計画を次のとおり色別すること。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 第1種区域の基準による法面 ----- 緑色 ・ 第2種区域の基準による法面 ----- 黄緑色 ・ 第3種区域の基準による法面 ----- 黄色 ・ その他植生回復を行う箇所 ----- 桃色 ・ 残 存 緑 地 ----- 水色 ・ 河 川 ・ 水 路 ・ 調 整 池 ----- 青色 ・ 道 路 ----- 茶色 2 残壁斜面の維持管理のため、斜面昇降路を計画することが望ましい。

	添 付 図 面	注 意 事 項
17	採取跡地計画縦断図	客土、緑化方法、排水路等の詳細が分かるように必要に応じ、拡大図も記入のこと。
18	年次別緑化計画平面図 (S=1/500~1,000)	<p>1 既緑化区域、年次別緑化計画区域を色別し各々の面積を記入すること。</p> <p>2 図面の着色は、次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1年目緑化計画区域 ----- 桃 色 ・ 2年目緑化計画区域 ----- オレンジ色 ・ 3年目緑化計画区域 ----- 紫 色 ・ 4年目緑化計画区域 ----- 黄 色 ・ 5年目緑化計画区域 ----- 赤 色 ・ 6年目緑化計画区域 ----- 緑 色 ・ 7年目緑化計画区域 ----- 水 色 ・ 河川、水路、沈砂池 ----- 青 色 ・ 既緑化区域 ----- 黄緑色 <p>3 緑化計画書との整合を図ること。</p>

10 届出書・報告書（認可期間中の使用様式）

岩石採取休止・廃止届書

整理番号	
受理年月日	年 月 日

年 月 日

神戸市長 様

住 所
氏名・名称及び法人にあ
っては、その代表者の氏名
登録年月日及び登録番号

採石法第 33 条の 10 の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

- 1 採取計画の認可（変更の認可を含む。）を受けた年月日
- 2 当該岩石採取場における岩石の採取の休止・廃止の年月日（休止の場合にあ
っては、再開予定年月日）
- 3 当該岩石採取場の状況

- （備考）
- 1 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。
 - 2 整理番号・受理年月日については記載しないこと。
 - 3 「休止・廃止」は、届出事由によりいずれか一方を消すこと。
 - 4 「当該岩石採取場の状況」については、採取跡の崩壊防止施設の設
置その他岩石の採取に伴う災害の防止を図るための措置の実施状況を含
めて記載すること。

氏名等変更届書

整理番号	
受理年月日	年 月 日

年 月 日

神戸市長 様

住 所
氏名・名称及び法人にあ
っては、その代表者の氏名
登録年月日及び登録番号

採石法第 33 条の 5 第 4 項の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

1 変更の内容

従 前 の 内 容	変 更 後 の 内 容

2 変更の理由

(様式第2号)

緑化状況報告書

年 月 日

神戸市長 様

住 所
氏名又は名称

土石採取等遵守基準細則3(3)の規定に基づき、 年 月 日現在の緑化状況について、下記のとおり報告します。

記

1 恒久緑化

認可期間	採取年次		工種	面積 (単年)	面積 (累計)	恒久緑化 履行率 (Bの実績/計画)	左の外に恒久緑化を行った面積
				A	B		
5	1年次	計画					
		実績					
	2年次	計画					
		実績					
	3年次	計画					
		実績					
	4年次	計画					
		実績					
5年次	計画						
	実績						
6年次	計画						
	実績						
7年次	計画						
	実績						
合計	計画						
	実績						

2 暫定緑化

今回認可期間中に新たに生ずる壁面面積 A	採取年次		遮断措置面積 B	暫定緑化面積						合計 G(=B+F)	暫定緑化履行率 H(=G/A)	左の外に暫定緑化を行った壁面面積 I
				表土未除去 C	暫定緑化		恒久緑化		小計 F(=C+D+E)			
					工種	面積 D	工種	面積 E				
5	1年次	計画										
		実績										
	2年次	計画										
		実績										
	3年次	計画										
		実績										
	4年次	計画										
		実績										
5年次	計画											
	実績											
6年次	計画											
	実績											
7年次	計画											
	実績											
合計	計画											
	実績											

注 添付書類：(1) 緑化実施箇所及び主要交通路からの可視区域を表示した平面図
 (2) 緑化実施箇所の写真
 (3) 緑化実績面積の算出根拠資料(求積図等)

(様式第4号)

緑化完了報告書

年 月 日

神戸市長 様

住 所

氏名又は名称

土石採取等遵守基準に基づく緑化事業が完了しましたので報告いたします。

緑化場所	
期 間	
完了年月日	
備 考	

注 添付書類：(1) 緑化状況を表示した現況平面図及び標準縦横断面図
(2) 緑化状況の分かる写真

11 緑化計画書及び緑化状況報告書の記載要領

緑化計画書の記載要領について

緑化計画書（遵守基準細則様式第1号）は以下の要領で作成すること。

1 緑化計画書7(1)関係

既造成植樹地欄及び計画造成植樹地欄の面積（5(1)により算定すること）には暫定緑化の面積は含まないこと。

2 緑化計画書7(2)関係

合計欄に記載する面積は、5(1)により算定すること。また、最終残壁形成後速やかに恒久緑化に着手するよう緑化計画を策定すること。

3 緑化計画書7(3)関係

① 今回認可期間中に新たに生ずる壁面の面積

今回認可期間中に採掘を予定している壁面（5(2)により算定すること）について、重要な視点場からの可視、不可視に係わらずすべての壁面面積を記入すること（今回認可期間中に新たに表土除去を行う壁面だけではなく、既に表土除去済の壁面を含む）。なお、壁面面積は、最終残壁形成の有無にかかわらず、当該認可期間の最終形状で算定するものとする。

② 上記①のうち、遮断措置を講ずる壁面面積

遮断措置とは、採掘を行う壁面が採取場外（主要交通路）から見えないように、高木の植樹、フェンス設置等を行うことをいう。

③ 上記①のうち、暫定緑化を行う壁面面積

この暫定緑化面積には、表土未除去面積（表土除去を行う前の自然斜面）、暫定緑化面積及び恒久緑化面積の3項目を含むものとする。

④ ②+③

②と③の合計値を記入すること。

⑤ ④/①×100

④の①に占める割合を算定のうえ記入し、50%未満の場合は、別紙に理由を記載すること。この場合、遵守基準取扱要領7(1)のただし書に該当すること。

⑥ 上記の他に、暫定緑化を行う壁面面積

上記③以外に、自主的に暫定緑化を行う場合は、壁面面積を記入すること。

4 図面への表示について

(1) 緑化計画書7(3)に記載した暫定緑化箇所について、年次別緑化計画平面図に範囲及び面積を年次別に明示すること。

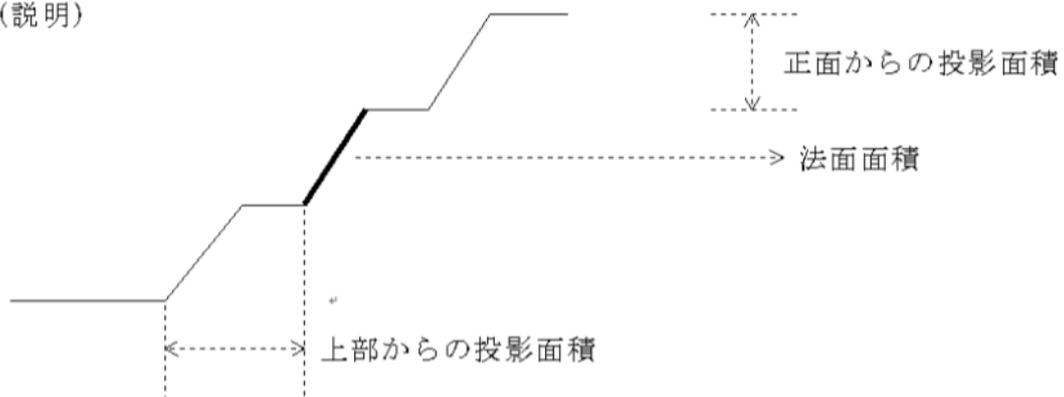
(2) 緑化計画書7(3)に記載した表土未除去面積に対応する表土除去箇所について、採取計画平面図に表土除去の範囲及び面積を年次別に明示すること。

5 面積の算定方法について

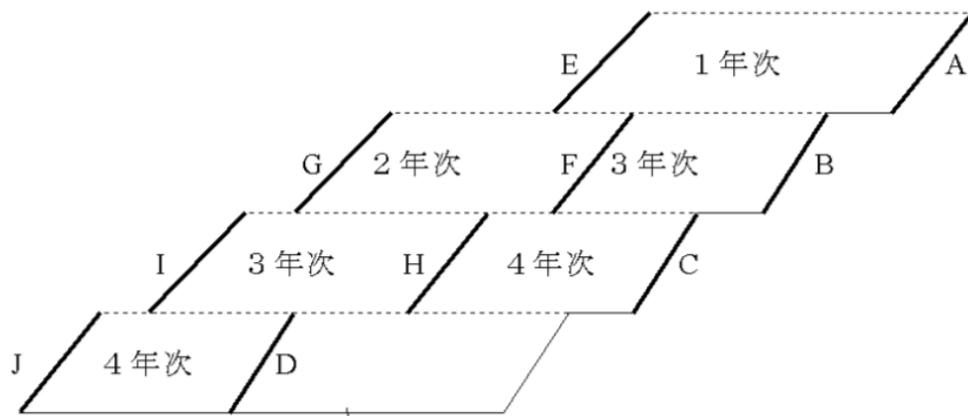
(1) 恒久緑化に係る面積は、上部からの投影面積とする（従来どおり）。

(2) 暫定緑化に係る壁面面積は、原則として「法面面積」とするが、面積の算定が困難な場合は、「正面からの投影面積」でも可とする。

(説明)



6 記載要領の具体例



(1) 具体例の前提条件

ア 認可期間は4年間

イ 表土除去

① 1年次採掘箇所の表土除去は前回認可期間中に終了している。

② 2年次以降の表土除去は各採掘年次に行う。

ウ 暫定緑化は、採取年次の翌年度に実施する。

エ 遮断措置は実施しない。

オ 恒久緑化

上記 A~C は最終残壁ではないため、今回認可期間中には実施しない。

(2) 記載方法

(3) 今回認可申請期間中の年次計画（暫定緑化に係るもの）

年次	第1年次	第2年次	第3年次	第4年次
① 今回認可期間中に新たに生ずる壁面面積	A+B+C+D			
② 上記①のうち遮断措置を講ずる壁面面積	なし	なし	なし	なし
③ 上記①のうち暫定緑化を行う壁面面積	G+I+J	A+I+J	A+J	A+B
i 表土未除去面積	G+I+J	I+J	J	なし
ii 暫定緑化面積	なし	A	A	A+B
iii 恒久緑化面積	なし	なし	なし	なし
④ ②+③	G+I+J	A+I+J	A+J	A+B
⑤ ④/①×100	75%	75%	50%	50%
⑤が50%未満となる理由	別紙に記載すること			
⑥ 上記の他に、暫定緑化を行う壁面面積	なし	なし	なし	なし

緑化状況報告書の記載要領について

1 提出時期

遵守基準細則により、認可年度（認可期間の初日から起算した1年ごとの期間）末の緑化状況を緑化状況報告書（遵守基準細則様式第2号）により、毎年、認可年度が満了する月の翌月末までに神戸市に報告すること（例：認可期間が令和〇年7月7日から令和△年7月6日までの場合、毎年8月末までに、その年の7月6日現在の緑化状況を報告する。）。

2 記載要領

(1) 恒久緑化

ア 「工種」欄は、緑化工の種別（植栽、種子吹付け等）を記載すること。

イ 「面積（単年）」欄は、上段に緑化計画書7（2）の表中の面積を転記し、下段に1年次から現在までの各年次ごとに実施した恒久緑化箇所の上部からの投影面積を記載すること。

ウ 「面積（累計）」欄は、1年次から現在までの各年次の「面積（単年）」欄の値を積み上げて記載すること。

エ 「恒久緑化履行率」欄は、「面積（累計）」欄の実績値を計画値で除して得られた値を記載すること。

オ 「左の外に恒久緑化を行った面積」欄は、緑化計画書7（2）に計上した箇所以外を恒久緑化した場合に、その上部からの投影面積を記載すること。

(2) 暫定緑化

ア 「今回認可期間中に新たに生ずる壁面面積」欄は、緑化計画書7（3）の表の①欄の値を転記すること。

イ 「遮断措置面積」欄は、上段に緑化計画書7（3）の表の②欄の値を転記し、下段に1年次から現在までの各年次末における、アに対応する壁面のうち遮断措置により採取場外から展望できない箇所の法面面積又は正面からの投影面積を記載すること。

ウ 「表土未除去」欄は、上段に緑化計画書7（3）の表の③ i 欄の値を転記し、下段に1年次から現在までの各年次末における、アに対応する壁面のうち自然斜面が残存している箇所の法面面積又は正面からの投影面積を記載すること。

エ 暫定緑化及び恒久緑化の「工種欄」は、緑化工の種別（植栽、種子吹付け、グリーンネット等）を記載すること。

オ 暫定緑化の「面積」欄は、上段に緑化計画書7（3）の表の③ ii 欄の値を転記し、下段に1年次から現在までの各年次末における、アに対応する壁面のうち暫定緑化を施してある箇所の法面面積又は正面からの投影面積を記載すること。

カ 恒久緑化の「面積」欄は、上段に緑化計画書7（3）の表の③ iii 欄の値を転記し、下段に1年次から現在までの各年次末における、アに対応する壁面のうち恒久緑化を施してある箇所の法面面積又は正面からの投影面積を記載すること。

キ 「小計」欄は、「表土未除去」欄並びに暫定緑化及び恒久緑化の「面積」欄の値の和を記載すること。

ク 「合計」欄は、「遮断措置面積」欄及び「小計」欄の値の和を記載すること。

ケ 「暫定緑化履行率」欄は、「合計」欄の値を「今回認可期間中に新たに生ずる壁面面積」欄の値で除して得られた値を記載すること。

コ 「左の外に暫定緑化を行った壁面面積」欄は、上段に緑化計画書7（3）の表の⑥欄の値を転記し、下段に1年次から現在までの各年次末における、アに対応する壁面以外で恒久緑化及び暫定緑化を施してある箇所の法面面積又は正面からの投影面積を記載すること。

12 岩石採取に係る関係法令及び窓口一覧

岩石採取に係る関係諸法令

(1/4)

No	行 為	関係法令	条 項	内 容	所管課
	用地の取得	不動産登記法	第18条 第82条	土地の登記及び採石権設定登記申請	神戸地方法務局
		農地法	第4条 第5条	農地又は採草放牧地の転用許可申請	神戸市農業委員会
		国土利用計画法	第23条	土地に関する権利の移転等の届出	行財政局資産活用課
	土地の使用	採石法	第36条	他人の土地の使用許可申請	建設局防災課
	民有林内の伐採	森林法	第10条の8	地域森林計画の対象となっている民有林の伐採届出	経済観光局農政計画課
	民有林内の開発		第10条2	地域森林計画の対象となっている民有林内の開発行為	神戸農林振興事務所森林課
	保安林内の採取		第34条	保安林内の土石採取許可申請	
	保安施設地区内の採取		第44条	保安施設地区内の土石採取許可申請	
	保安林解除		第27条	保安林指定解除申請	
	農用地区域内の採取	農業振興地域の整備に関する法律	第15条の2	農用地区域内における土石採取の許可申請	経済観光局農政計画課
	国立公園、国定公園内の採取	自然公園法	第17条	特別地域内の土石採取の許可申請	環境省神戸自然保護官事務所
			第18条	特別保護地区内の土石採取の許可申請	
			第20条	普通地域内の土石採取の届出	

岩石採取に係る関係諸法令

(2/4)

No	行 為	関係法令	条 項	内 容	所管課
	自然環境保全地域内の採取	環境の保全と創造に関する条例	第90条 第92条	特別地域の土石採取許可申請 普通地域の土石採取の届出	兵庫県神戸土木事務所管理課
	環境緑地保全地域内の採取		第96条 第97条	特別区域の土石採取許可申請 普通地区内の土石採取の届出	
	都市計画区域内の開発	都市計画法	第29条	市街化区域及び市街化調整区域内の開発行為の許可申請	都市局指導課
	砂防指定地内の制限行為	砂防指定地管理条例	第4条	砂防指定地内制限行為の許可申請	兵庫県神戸土木事務所管理課
	地すべり防止区域内の制限行為	地すべり等防止法	第18条	地すべり防止区域内制限行為の許可申請	兵庫県神戸土木事務所管理課
	急傾斜地崩壊危険区域内の制限行為	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	第7条	急傾斜地崩壊危険区域内の制限行為の許可申請	兵庫県神戸土木事務所管理課
	河川区域内等の採取	河川法	第25条 第55条	河川区域内土石採取許可申請 河川保全区域内の土石採取許可申請	兵庫県神戸土木事務所管理課、 建設局河川課
	海岸保全区域内の採取	海岸法	第8条	海岸保全区域内の土石採取許可申請	国土交通省姫路河川国道事務所、 港湾局海岸防災課

岩石採取に係る関係諸法令

(3/4)

No	行 為	関係法令	条 項	内 容	所管課
	各種緑地内の採取	都市緑地法	第14条	特別緑地保全地区内の土石採取の許可申請	建設局公園部 計画課
		近畿圏の保全区域の整備に関する法律	第8条	近郊緑地保全区域内の土石採取届出	
		風致地区内における建築等の規制に関する条例	第3条	風致地区内の土石採取の許可申請	
		緑地の保全、育成及び市民利用に関する条例	第7条 第8条	緑地の保存区域内での緑地に影響を及ぼす行為の禁止 緑地の保全区域または育成区域内の緑地に影響を及ぼす行為の許可申請	
	鳥獣特別保護地区における採取	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	第29条の7	鳥獣特別保護区域内の土石の採取	兵庫県神戸農 林振興事務所 森林課
	重要文化財、埋蔵文化財等の現状変更、発掘行為	国文化財保護法	第43条 第93条 第125条	重要文化財の現状変更等許可申請 埋蔵文化財包蔵地の発掘届出 史跡、名勝、天然記念物の現状変更等許可申請	文化スポーツ 局文化財課
		県文化財保護条例	第12条	県指定の文化財等の現状変更等許可申請	
		市文化財の保護及び文化財等を取り巻く文化環境の保全に関する条例	第17条 第43条 第50条	指定文化財の現状変更等許可申請 指定史跡・名勝・天然記念物の現状変更等許可申請 文化環境保存区域内での届出	

岩石採取に係る関係諸法令

(4/4)

No	行 為	関係法令	条 項	内 容	所管課
	採石業者登録	採石法	第32条の2 第32条の7 第32条の8	採石業者の登録申請 登録事項の変更届出 採石業の廃止届	兵庫県産業労働部地域産業立地課
	岩石採取計画認可等	第33条 第33条の5 第33条の10		岩石採取計画の認可申請 岩石採取計画変更の認可申請 岩石採取場の休止又は廃止届	建設局防災課
	火薬類の使用等	火薬類取締法	第19条	火薬類運搬の届出	公安委員会
			第12条 第17条 第25条 第27条 第30条 第33条	火薬庫設置等の許可申請 火薬類譲渡、譲受許可申請 火薬類消費許可申請 火薬類廃棄許可申請 保安責任者、副保安責任者の選任解任届出 保安責任者の代理者の選任解任届出	消防局予防部 危険物保安課
	電気工作物の設置・変更	電気事業法	第53条 第47条 第48条	自家用電気工作物の設置届出 事業用電気工作物の設置認可 事業用電気工作物の変更届出	近畿経済産業局
	機械等の設置、移転、変更	労働安全衛生法	第88条	機械等の設置、移転、変更計画届出	労働基準監督署
	特定施設の設置	騒音規制法	第6条	特定施設設置届出	環境局境保全課
		振動規制法	第6条	特定施設設置届出	
		大気汚染防止法	第18条	一般粉じん発生施設の設置届出	
		水質汚濁防止法	第5条	特定施設設置の届出	
		環境の保全と創造に関する条例	第43条	特定施設等設置等届出（粉じん）	

13 参 考 资 料

(1) 環境の保全と創造に関する条例（平成7年兵庫県条例第28号）〔抜粋〕

（事業者に対する指導又は助言）

第87条 知事は、自然環境の保全を図るため、事業者が行う工作物の新築等、土地の形質の変更、土石の採取等について必要な指導又は助言を行うものとする。

（土石採取等遵守基準）

第108条の2 知事は、土石の採取等を行う者が遵守すべき基準（以下、「土石採取等遵守基準」という。）を定めるものとする。

2 知事は、土石の採取等を行う者が、土石採取等遵守基準を遵守しないため、自然環境の保全に支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認めるときは、当該土石の採取等を行う者に対し、土石採取等遵守基準を遵守すべき旨を勧告することができる。

3（略）

（その他の地域における土石の採取等の規制）

第109条 自然環境保全地域、環境緑地保全地域、自然海浜保全地区又は指定野生動植物種保存地域以外の地域（以下「その他の地域」という。）内において、第90条第4項第3号に掲げる行為（規則で定める規模以上の土地の形質の変更を伴うものに限る。以下「土石の採取等」という。）をしようとする者は、知事に対し、規則で定めるところにより、当該土石の採取等の場所、施行方法及び着手予定日その他規則で定める事項を届け出なければならない。ただし、当該土石の採取等をするについて、森林法、自然公園法、近畿圏の保全区域の整備に関する法律（昭和42年法律第103号）、自然環境保全法、都市緑地保全法、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律、兵庫県立自然公園条例（昭和38年兵庫県条例第80号）又は風致地区内における建築等の規制に関する条例（昭和45年兵庫県条例第30号）の規定に基づき、許可を受け、又は届出をした者については、この限りではない。

2 知事は、前項の規定による届出があった場合において、当該届出に係る土石の採取等をしようとする区域（その周辺の区域を含む。以下「採取区域等」という。）における自然環境の保全のために必要があると認めるときは、当該届出をした者に対し、当該届出があった日から起算して30日以内に限り、当該自然環境の保全のために必要な限度において、当該届出に係る行為を禁止し、若しくは制限し、又は必要な措置を講ずべき旨を命ずることができる。

3 知事は、第1項の規定による届出があった場合において、実地の調査をする必要があるとき、その他前項の期間内に同項の処分をすることができない合理的な理由があるときは、当該理由が存続する間、同項の期間を延長することができる。この場合においては、同項の期間内に、第1項の規定による届出をした者に対し、その旨及び期間を延長する理由を通知するものとする。

4 第1項の規定による届出をした者は、当該届出をした日から起算して30日を経過した後でなければ、当該届出に係る行為に着手してはならない。

- 5 知事は、採取区域等における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれがないと認めるときは、前項の期間を短縮することができる。
- 6 非常災害のために必要な応急措置として行う行為については、第1項から第3項までの規定は、適用しない。

(違反事業者名等の公表)

第150条(第1項略)

- 2 知事は、第108条の2第2項の規定による勧告に従わない者があるときは、その旨を公表することができる。

(2) 土石採取等遵守基準（平成 13 年 3 月 29 日兵庫県告示第 548 号の 8）

環境の保全と創造に関する条例（平成 7 年兵庫県条例第 28 号）第 108 条の 2 第 1 項の規定による土石採取等遵守基準を次のとおり定め、平成 13 年 10 月 1 日から施行する。

1 採取等区域の選定に係る基準

土石の採取等をしようとする区域（以下「採取等区域」という。）の選定に当たっては、次に掲げる区域を採取等区域内に含まないようにすることとし、やむを得ずこれらの区域を採取等区域内に含む場合には、自然景観の保全上支障がないように緑化等の必要な措置を講ずること。

- (1) 鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律（大正 7 年法律第 32 号）第 8 条の 8 第 3 項に規定する特別保護地区の区域
- (2) 自然公園法（昭和 32 年法律第 161 号）第 2 条第 1 号に規定する国立公園、国定公園及び県立自然公園の区域
- (3) 近畿圏の保全区域の整備に関する法律（昭和 42 年法律第 103 号）第 5 条第 1 項に規定する近郊緑地保全区域
- (4) 都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 8 条第 1 項第 7 号に規定する風致地区の区域
- (5) 都市緑地保全法（昭和 48 年法律第 72 号）第 3 条第 1 項に規定する緑地保全地区の区域
- (6) 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成 4 年法律第 75 号）第 36 条第 1 項に規定する生息地等保護区の区域
- (7) 景観の形成等に関する条例（昭和 60 年兵庫県条例第 17 号）第 8 条第 1 項に規定する景観形成地区及び同条例第 15 条第 1 項に規定する風景形成地域の区域
- (8) 環境の保全と創造に関する条例第 89 条第 1 項に規定する自然環境保全地域、同条例第 95 条第 1 項に規定する環境緑地保全地域、同条例第 100 条第 1 項に規定する自然海浜保全地区及び同条例第 104 条第 1 項に規定する指定野生動植物種保存地域の区域
- (9) 主要交通路（高速自動車国道、一般国道、県道（道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 56 条の規定により指定された主要な県道又は道路整備特別措置法（昭和 31 年法律第 7 号）第 7 条の 2 第 2 項に規定する阪神高速道路に限る。）、市道（道路法第 56 条の規定により指定された主要な市道又は道路整備特別措置法第 7 条の 2 第 2 項に規定する阪神高速道路に限る。）、鉄道、軌道又は普通索道をいう。以下同じ。）から展望できる区域で主要交通路の路端から 500 メートル以内の区域
- (10) (1) から (2) までに掲げるもののほか、特に自然景観を保全するために必要があるものとして知事が指定する区域

2 緑化の目標及び緑化計画に係る基準

採取等区域の緑化は、周辺の自然景観との調和を図りつつ、早期の植生の回復を達成することを目標とし、これを着実に実施するための緑化計画を策定すること。

3 緑化に使用する植物の選定に係る基準

- (1) 樹木による緑化を行う場合は、できる限り郷土種を用いることとし、やむを得ず郷土

種を用いない場合には、周辺の植生への影響、周辺の自然景観との調和等を考慮して適切な樹種を選定すること。

- (2) 草本類による緑化を行う場合は、できる限り郷土種を混合したものをを用いることとし、やむを得ず郷土種を混合しないものをを用いる場合には、周辺の植生への影響、周辺の自然景観との調和等を考慮して適切な種類の植物を選定すること。
- (3) 単一の植物による緑化ではなく、周辺の植生との調和を考慮して複数の植物による緑化を行い、自然景観の向上を図ること。
- (4) 採取等区域内に樹種、樹齢等からみて移植して保存すべき樹木がある場合には、できる限り当該樹木を移植するように努めること。

4 造成工に係る基準

- (1) 法面のこう配並びに小段の幅及び高さの基準は、別表のとおりとすること。
- (2) 法面のこう配並びに小段の幅及び高さが別表に定める基準の範囲内にある場合でも、樹木の植栽、生育等が困難なときは、その事情を考慮して定めるように努めること。

5 基礎工に係る基準

- (1) 小段及び法面について講ずべき措置は、別表のとおりとすること。
- (2) 客土を行う場合には、できる限り有機物や種子を含む採取等区域内の土地の表土を用いて行うように努めること。

6 植生工に係る基準

- (1) 小段及び法面について講ずべき措置は、別表のとおりとすること。
- (2) 緑化の対象となる土地の地形、地質等を考慮し、適切な工法を採用すること。
- (3) 植栽を行うに当たっては、周辺の自然景観との調和に配慮して樹木の配置を定めると。
- (4) 植栽は、樹種に応じた適切な時期に行うこと。

7 土石の採取等を行っている間の暫定的な措置に係る基準

- (1) 土石の採取等によって生ずる法面のうち少なくともその2分の1に相当する部分については、適宜の方法により暫定的に緑化し、又は裸地の遮へいを行うこと。
- (2) 暫定的な措置の内容は、当該措置を行う期間を考慮して決定すること。
- (3) 暫定的な緑化は、種子吹付工によって行うことを原則とすること。

8 植栽樹木等の管理の方法に係る基準

- (1) 植栽した樹木等が健全に生育するように努めること。
- (2) 植栽した樹木等の生育状況を観察し、立ち枯れ、病害虫による被害等を発見したときは、樹木等が健全に生育するよう適切な措置を講ずるように努めること。
- (3) 植栽した樹木等の管理は、生育が安定するまで行うように努めること。

9 既着手行為に対する基準の特例

- (1) 本基準の施行の際既に着手していた土石の採取等（以下「既着手行為」という。）については、1の基準は適用しない。
- (2) 既着手行為については、採取等区域の現況の地形、実施中の土石の採取等の工法等からみて4から7までの基準に適合した措置を実施することが困難であることについてやむを得ない理由があると知事が認めるときは、これらの基準を緩和することができる。

別表

地盤の土質	項目		対象区域			
			第1種区域	第2種区域	第3種区域	
岩石	造成工	法面のこう配	50度以下	60度以下	60度以下	
		小段の幅	3メートル以上	3メートル以上	2メートル以上	
		小段の高さ	5メートル以下	7.5メートル以下	10メートル以下	
	緑化工	基礎工	小段に係る措置	客土（厚さ0.9メートル以上）	客土（厚さ0.9メートル以上）	客土（厚さ0.5メートル以上）
			法面に係る措置	金網張工	ネット張工	—
		植生工	小段に係る措置	大苗木（高さ3メートル以上）の植栽	高木性の苗木の植栽	高木性の苗木の植栽
			法面に係る措置	厚層基材吹付工	種子吹付工	種子吹付工
土砂	造成工	法面のこう配	45度以下	45度以下	45度以下	
		小段の幅	2メートル以上	1.5メートル以上	1.5メートル以上	
		小段の高さ	5メートル以下	7.5メートル以下	10メートル以下	
	緑化工	基礎工	小段に係る措置	土壌改良（厚さ0.5メートル以上）	—	—
			法面に係る措置	—	—	—
		植生工	小段に係る措置	大苗木（高さ3メートル以上）の植栽	高木性の苗木の植栽	高木性の苗木の植栽
			法面に係る措置	種子吹付工	種子吹付工	種子吹付工

- 備考1 この表において「地盤の土質」とは、土石の採取等によって生ずることとなる法面又は小段における地盤の土質をいう。
- 2 この表において「岩石」とは、硬岩又は軟岩（風化の著しいものを除く。）をいい、この表において「土砂」とは、岩石以外のものをいう。
- 3 この表において「第1種区域」とは、「1 採取等区域の選定に係る基準」の(1)から(10)までに掲げる区域をいう。
- 4 この表において「第2種区域」とは、次の区域をいう。
 (1) 主要交通路から展望できる区域で主要交通路の路端から2キロメートル以内の区域（第1種区域を除く。）
 (2) (1)に掲げるもののほか、自然景観の保全について(1)に掲げる区域と同等の配慮をすべき区域として知事が指定する区域
- 5 この表において「第3種区域」とは、第1種区域及び第2種区域以外の区域をいう。
- 6 この表において「高木」とは、成木に達したときの樹高がおおむね3メートル以上の樹木をいう。

(3) 土石採取等遵守基準細則（採石法関係）（平成13年10月1日施行）

平成13年3月29日付け兵庫県告示第548号の8で告示された土石採取等遵守基準（以下「遵守基準」という。）の施行に伴う必要な事項のうち、採石法（昭和25年法律第291号）第33条に基づく採取計画の認可を要する採石場に関する事項を以下のとおり定める。

（遵守基準9（1）の規定に基づく既着手行為に対する基準の特例）

- 1 遵守基準9（1）に規定する採取等区域の選定に係る基準の特例については、以下のとおりとする。
 - （1）遵守基準施行の際、既に遵守基準1（1）から（10）に掲げる区域（以下「選定回避区域」という。）において採取計画の認可を受けて採取を行っている者は、遵守基準1の規定にかかわらず、現行認可期間満了後も、引続き認可申請を行うことができるものとする。ただし、選定回避区域において認可区域の拡大を行おうとする場合は遵守基準施行後の新たな採石認可として取扱うものとする。
 - （2）遵守基準施行の際、選定回避区域以外の区域において採取計画の認可を受けて採取を行っている者が、認可区域の拡大により、新たに選定回避区域で採掘を行おうとする場合は遵守基準施行後の新たな採石認可として取扱うものとする。

（遵守基準9（2）の規定に基づく既着手行為に対する基準の緩和）

- 2 遵守基準9（2）に規定する法面及び小段の造成及び緑化に係る基準の緩和については、以下のとおりとする。
 - （1）遵守基準施行の際、第1種区域又は第2種区域において認可を受けて採取を行っている者は、遵守基準別表の規定にかかわらず、遵守基準別表のうち、第3種区域の基準により造成及び緑化を行うことができるものとする。ただし、当該採石業者は、遵守基準施行後2回目の採取計画認可までに、造成又は緑化が完了していない法面及び小段について、遵守基準の第1種区域又は第2種区域の基準に適合するよう順次採取計画の見直しを行わなければならない。
 - （2）第1種区域又は第2種区域で認可区域の拡大を行おうとする場合、当該拡大区域については上記（1）の緩和措置は適用しない。

（緑化計画書）

- 3 遵守基準2に規定する緑化計画については、以下のとおりとする。
 - （1）採石業者は、緑化計画書（様式第1号）により緑化計画を策定し、採取計画認可申請時に知事に提出しなければならない。
 - （2）採石業者は、前項の緑化計画を忠実に履行するものとする。
 - （3）採石業者は、第1項の緑化計画について、認可年度（認可期間の初日から起算した1年ごとの期間）末の緑化状況を緑化状況報告書（様式第2号）により、認可年度が満了する日の属する月の翌月末までに報告しなければならない。
 - （4）知事は、前項により提出された緑化状況報告書の内容について、必要に応じて調査を行うものとし、緑化状況が適切でないと認める場合は、是正を命ずることがある。

（緑化誓約書）

- 4 採石業者は、採取計画認可申請時に、緑化誓約書（様式第3号）を知事に提出しなければならない。

(完了報告)

- 5 採石業者は、緑化工が完了したときは、完了報告書（様式第4号）を知事に提出しなければならない。

(採取跡地の災害防止及び緑化計画の履行の保証)

- 6 採石業者は、採取跡地の災害防止及び緑化計画の履行を保証するものとして、別に定めるところにより、採取計画認可申請時に連帯保証人の保証書を知事に提出しなければならない。

(暫定緑化の原則)

- 7 遵守基準7に規定する土石の採取等を行っている間の暫定的な措置（以下「暫定緑化」という。）に係る基準は以下のとおりとする。

(1) 暫定緑化の原則

当該認可期間中に生ずる壁面面積の2分の1以上を、常に遮蔽又は緑化（自然斜面含む。）を講ずることにより景観保全に支障がないよう努めること。

ただし、以下の各号に該当する場合については、暫定緑化の取扱いについて、別途知事に協議を行うものとする。

ア 採取場の歴史的経緯などの特殊な事情から、暫定緑化の実施が困難な場合であって、上記の暫定緑化にかわる措置を講じようとする場合（地元市町長からの要請がある場合に限る。）

イ 採取場開設後の採石業者の責に帰さない特殊事情により、暫定緑化の実施についてやむを得ない事由がある場合

ウ 当該認可期間中に生ずる壁面のうち、景観保全の必要性がない場合

(2) 暫定緑化の工法

種子吹付工を主とした緑化を図ることとする。

なお、暫定緑化状態の継続期間等に応じ、景観に与える影響を検討して、別途工法を決定すること。

(認可区域の拡大の要件)

- 8 認可区域の拡大に係る採取計画認可申請については、現行認可申請書の採取計画跡地平面図に示された採取予定区域の採取が終了し、最終残壁の形成が終了している場合に限って行うことができる。ただし、以下の各号のいずれかに該当する場合であって、従前の緑化計画の履行状況からやむを得ないものと知事が判断する場合に限り、認可区域の拡大に係る認可申請を行うことができる。

(1) 認可区域の拡大に直接影響のない最終残壁の整形及び恒久緑化が遵守基準及び同細則に定めるとおり完了している場合

(2) 現行の採取方法で道路運搬式ベンチカット法とオープンシュート式ベンチカット法を併用している場合で、道路運搬式ベンチカット法に全面移行するため、認可区域の拡大が必要となる場合

(3) その他、災害未然防止の観点からやむを得ない理由があると知事が認める場合

(技術基準の細則)

- 9 上記の他、遵守基準の施行に際する技術基準の細則は以下のとおりとする。

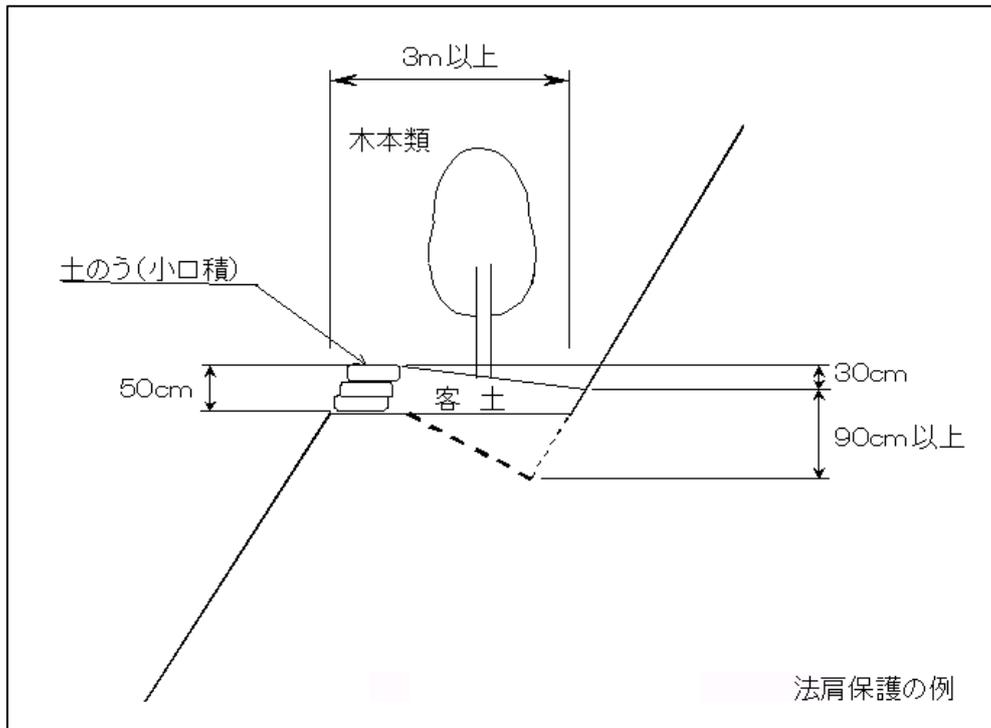
(1) 表土除去については、原則として当該認可年度中に採掘を行う範囲以外は行わないよ

う採取計画を策定しなければならない。

(2) 最終残壁の高さが100メートルを超える場合は、図1のとおり、小段の幅を50メートル毎に10メートルに拡張しなければならない。

(3) 遵守基準別表の緑化を行う場合は、以下の事項に留意しなければならない。

ア 第1種区域及び第2種区域においては、小段部の客土の流出及び崩落防止のため、法肩はフトンカゴや土のう等により客土を保護する構造とすること。



イ 小段植栽については高木性苗木の間に低木性苗木を補植すること。

ウ 大苗木植栽については倒木等がないよう添え木などの措置を行うこと。

エ 厚層基材吹付工の吹付厚さについては、岩盤の状況等に応じて適切な吹付厚さを選定すること。また、配合種子については木本類を主体とすること。

(4) 採取計画の策定に際する排水施設の設計方法及び計画流量の算定方法については、別途定めるところによるものとする。

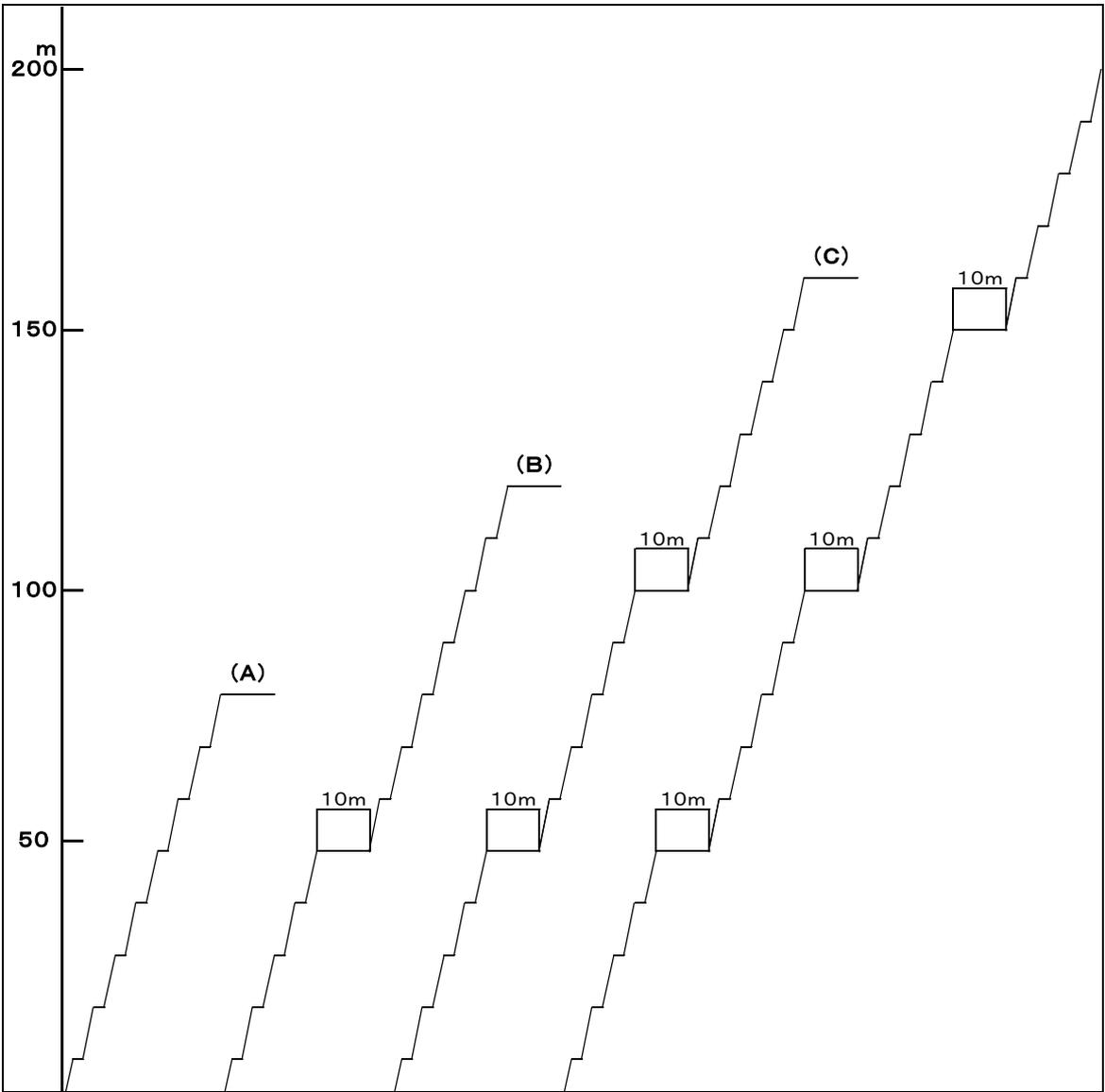
附 則

- 1 この細則は、平成13年10月1日から施行する。ただし、平成12年10月1日現在で既に法第33条の規定による認可を受けている者については、当該認可期間（平成12年10月1日以後に、法第33条の5の規定により変更認可申請を行った場合は、当該変更の認可申請の日までの期間）中に限り6の規定は適用しない。

附 則

この細則は、平成15年6月1日から施行する。

図 1



タイプ	残壁の高さ	拡張する小段数
A	0~100	0
B	100~150	1
C	150~200	2
D	200~250	3

上図においては、拡張する小段のみを記載した。

10m小段と10m小段の間は遵守基準別表に示す小段を確保するものとする。

(4) 兵庫県岩石採取跡地整備等保障実施要領

(目的)

第1条 この要領は、採石法（昭和25年法律第291号、以下「法」という。）に基づく岩石採取計画の認可にあたり、採取跡地及び緑化の対策としての保証制度を導入することによって、岩石の採取に伴う災害の未然防止を図るとともに、採石場周辺の景観と調和した採石場づくりを推進することを目的とする。

(連帯保証人)

第2条 法第33条の規定による岩石採取計画の認可（法第33条の5の規定による採取計画の変更の認可を含む。以下「認可」という。）を受けようとする者（法第32条の6の規定により採石業者の地位を承継したものを含む。以下「申請人」という。）は、採取跡地整備及び緑化計画（以下、「跡地整備等」という。）に係る措置を担保するため、連帯保証人を立てるものとする。

2 連帯保証人は、申請者が前項の認可に係る岩石採取場について跡地整備等の措置を実施しない場合は、申請者に協力し又は申請者に代わって以下の措置を履行する義務を負うものとする。

(1) 申請者が、法第33条の8に違反し、認可を受けた採取計画に基づく災害防止措置を講じない場合、当該措置を講ずること。

(2) 申請者が、法第33条の13の規定による緊急措置命令等を履行しない場合、当該命令に係る措置を講ずること。

(3) 申請者が法第33条の17の規定による岩石の採取を廃止した者に対する災害防止命令を履行しない場合、当該命令に係る措置を講ずること。

(4) 岩石の採取に伴い、災害が発生した場合又は災害の発生するおそれが生じた場合において、申請者が速やかに当該災害発生の防止措置を講じない場合、当該措置を講ずること。

(5) 申請者が、採取場を廃止しようとする場合又は申請者の死亡、倒産等により採石業の継続が困難となった場合において、当該採取跡地の整備が必要であるにも関わらず、申請者が当該跡地の整備を実施しない場合、当該措置を実施すること。

(6) 申請者が、跡地整備等に係る知事の是正命令に従わない場合、当該命令に係る措置を講ずること。

3 第1項の跡地整備等のうち、緑化計画の原則は土石採取等遵守基準（平成13年3月29日兵庫県告示第548号の2）及び土石採取等遵守基準細則（採石法関係）に定めるところによる。

(連帯保証人の範囲)

第3条 前条に定める連帯保証人の範囲及び必要人数は、次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、採石業者及び建設業者は、2以上の者の連帯保証人となることはできないものとする。

(1) 第2条第1項に規定する認可に係る申請の日前3年以上、県内で継続して法第33条に基づく認可を受け、知事が適当と認める採石業者 2名

(2) 第2条第1項に規定する認可に係る申請の日前3年以上、継続して建設業法（昭和24年法律第100号）の規定に基づき土木一式工事、建築一式工事、石工事又は造園工事について建設業の許可を受け、当該工事について県の入札参加資格を有し、かつ、県内に

営業所を有する者であって、知事が適当と認める建設業者 2名

(3) 上記(1)に該当する採石業者及び上記(2)に該当する建設業者 各1名ずつ計2名

2 前項の規定に係わらず、採石業者で構成する法人化されている団体の構成員が採取を行う場合は、当該団体の長を連帯保証人とすることができるものとする。

(連帯保証書の提出)

第4条 申請者は、第2条第1項に規定する認可の申請時に、前条に定める連帯保証人の跡地整備等連帯保証書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて提出しなければならない。

(1) 連帯保証人の印鑑証明(第3条第2項に係る保証の場合を除く。)

(2) 連帯保証人が法人の場合(第3条第2項に係る保証の場合を除く。)は、過去2会計年度の決算書

(3) 連帯保証人が個人の場合(第3条第2項に係る保証の場合を除く。)は、過去2会計年度の青色申告決算書

(4) 連帯保証人が建設業者の場合は、建設業の許可を受けていることを証する書類
(連帯保証人の変更等)

第5条 連帯保証人が死亡、倒産等により、第2条第2項各号に規定する連帯保証人の義務を履行できなくなった場合、又は履行できなくなるおそれが生じた場合は、申請者又は連帯保証人は速やかに知事に報告しなければならない。

2 前項の報告を受けた場合において(前項の報告の義務を履行しない場合を含む。)知事が連帯保証人の変更が必要と認めたときは、申請者は速やかに当該連帯保証人を変更し、第2条第1項の規定に基づき新たな保証人を選定し、当該連帯保証人に係る跡地整備等連帯保証書を提出しなければならない。

(連帯保証人の免除)

第6条 次の各号の一に該当する場合には、この要領は適用しないものとする。

(1) 法第42条の2の規定により、国又は地方公共団体が知事との協議の成立により行う岩石採取行為

(2) 兵庫県土地開発公社、日本道路公団等の公社、公団が採取計画の認可を受けて行う岩石採取行為

(3) 国、地方公共団体及び前号の公社、公団が採取跡地に公共施設を建設する等、その利用計画が確立している場合であって、副次的に岩石採取をこれらの団体から委託し、認可を受けて行う岩石採取行為(ただし、この場合の認可申請にあたっては、国、地方公共団体等からの発注書、契約書等を添付すること。)

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成12年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要領の施行前に、既に第2条第1項に規定する認可を受けている者は、当該認可期間(この要領施行後に、法第33条の5の規定により変更の認可申請を行った場合は、当該変更の認可申請日までの期間)中に限りこの要領は適用しない。

附 則(土石採取等遵守基準及び同細則の制定に伴う改正)

(施行期日)

1 この要領は、平成13年10月1日から施行する。

(様式第1号)

跡地整備等連帯保証書

年 月 日

神戸市長 様

連帯保証人

住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

.....
氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）
.....

連帯保証人

住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

.....
氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）
.....

申請者_____が、下記の岩石採取計画の認可（変更認可）申請書に定められた採取計画に基づき岩石の採取を行うにあたり、跡地整備等の災害防止措置を履行できない場合は、兵庫県岩石採取跡地整備等保証実施要領第2条第2項の規定により申請者に協力し又は申請者に代つて保証人連帯のうえ、確実に履行することを保証します。

記

- | | |
|------------------------|-----------|
| 1 連帯保証に係る岩石採取場の所在地（位置） | |
| 2 採取場の面積 | 平方メートル |
| 3 岩石採取の期間 | 認可の日から〇年間 |
| 4 採取する岩石の種類及び予定数量 | トン |

注1 本文冒頭の空欄には、岩石採取計画認可申請者の氏名又は名称及び法人にあつては代表者の氏名を記載すること。

2 連帯保証人が、死亡倒産等により、連帯保証人の義務が履行できなくなったとき又は履行できなくなるおそれが生じたときは、申請者は速やかに新たな連帯保証人を選定し、当該連帯保証人に係る保証書を提出すること。